

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大治町の人口（愛知県人口動向調査）は令和6年12月31日現在33,566人で、近年、一貫して増加している。年少人口は増加しているが、老年人口が年少人口を上回っており、今後も高齢化が進行していくものと考えられる。

大治町の産業別就業者数では製造業が最も多く、次いで建設業、卸売業・小売業となっている。就業者の約6割が町外で従事していることから名古屋市近郊の住宅地としての大治町の特性がうかがえる。

中小企業の業況は、回復傾向であるが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る必要がある。

(2) 目標

大治町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業の生産性向上の確立を図り、経済発展することを目指す。そのために、計画期間の2年間で2件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

大治町では、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

大治町の産業は、卸売業、製造業、建設業と多岐に渡り、多様な業種が大治町の経済を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、大治町の産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

大治町は全城市街化区域であり、産業は工業地域、商業地域に限らず、広域

に立地している。広く業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

大治町の産業は、卸売業、製造業、建設業と多岐に渡り、多様な業種が大治町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画では、生産性の向上や地域経済の活性化を目標としているため、町内に従業員を配置する工場や事務所があり、当該事業所で導入する先端設備が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。